

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年七月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年十二月十五日奈良県指令建第一〇六一九一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年七月八日建第九八二〇号
公共施設に関する工事の検査済証 令和三年七月八日建第五六八一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方一八一番三、一八五番一、一八五番三、一八五番四、一八五番五、一八五番六、一八五番七、一八五番八、一八五番九、一八五番一〇、一八五番一一、一八五番一二、一八五番一三、一八五番一四、一八五番一五、一八五番一六、一八五番一八、一八五番一九、一八五番二〇、一八五番二二及び一八五番二

三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市生野区巽南三丁目七番八号
協栄ホーム株式会社 代表取締役 島田和弘

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方一八一番三、一八五番一及び一八五番三
公園 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方一八五番一
下水道 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方一八一番三、一八五番一及び一八五番三
の各一部

水路 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方一八五番四及び一八五番九